

昭和五十八年四月二十二日受領  
答 弁 第 一 八 号

(質問の 一八)

内閣衆質九八第一八号

昭和五十八年四月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員栗田翠君提出浜岡原子力発電所3号炉の敷地地盤の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員栗田翠君提出浜岡原子力発電所3号炉の敷地地盤の安全性に関する質問  
に対する答弁書

一について

浜岡原子力発電所3号炉の地質、地質構造の調査に当たっては、御指摘の露頭について、十分に、調査・検討を行つた。なお、御指摘の露頭は、三についてにおいて述べ11K1201の露頭であると考えられる。

二について

「日本の活断層」に記載されている御前崎地域の断層については、十分に、調査・検討を行つた。

三について

御指摘の露頭は、「浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(3号炉増設)」の添付書類六第3、3―2図に示されているとおりにあるが、その位置については、露頭番号に応じ、それぞれ次のとおりである。

- |     |               |        |
|-----|---------------|--------|
| (1) | 0 2 C 1 5 0 3 | 小笠町高橋  |
| (2) | 0 2 S 1 5 5 4 | 相良町菅ヶ谷 |
| (3) | 0 4 C 2 2 1 3 | 浜岡町門屋  |
| (4) | 0 4 C 2 4 0 3 | 小笠町高橋  |
| (5) | 0 8 T 2 5 0 7 | 浜岡町上の原 |
| (6) | 0 9 Z 0 7 1 0 | 相良町地頭方 |
| (7) | 0 9 Z 1 7 1 3 | 相良町笠名  |
| (8) | 1 1 K 1 2 0 1 | 御前崎町白羽 |

(9)	2	8	H	1	3	相良町西萩間
(10)	2	9	K	1	5	相良町大江
(11)	2	9	K	1	9	相良町大江
(12)	3	6	H	0	1	御前崎町白羽
(13)	3	6	K	0	3	御前崎町御前崎

四について

三についてにおいて述べた露頭については、第三紀層の上位に堆積<sup>たい</sup>する第四紀層中の断層の有無、第三紀層中の断層と第四紀層中の断層との連続性の有無、第四紀層中の断層の形成原因等を総合的に検討し、いずれの露頭においても、第三紀層中の断層の活動が、その上位に堆積<sup>たい</sup>する第四紀層に変位を与えていないことを評価した。

五について

浜岡原子力発電所3号炉敷地周辺の地質調査としては、昭和五十三年度から昭和五十五年度にかけて、中部電力株式会社が、コンサルタント会社（サンコーコンサルタント及びアイ・エヌ・エー新土木研究所）に委託して、文献調査及び広域地質構造調査を行つた。なお、調査人員等については、把握していない。

中部電力株式会社が、コンサルタント会社に委託して行つた調査の結果については、取りまとめて、「浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（3号炉増設）」の添付書類六に記載されている。

#### 六及び七について

以上述べたように、浜岡原子力発電所3号炉の敷地地盤の安全評価について、御指摘のような事実誤認の疑いが存するとは考えられないので、安全評価の見直しをする必要はないと考える。

右答弁する。